

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月A病院に採用され、看護助手として勤務していたが、平成〇年〇月頃から左目痛、視力低下を覚え、平成〇年〇月〇日、B病院に受診したところ、「近視、老眼、眼精疲労、三叉神経痛疑い」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が本件療養補償給付を受ける権利については、決定書第2の2の(2)のア記載のとおり、当審査会も時効により消滅していると判断する。

(2) なお、請求人は、頭痛、眼痛等を訴えて、平成○年○月○日B病院に受診し、本件疾病と診断されたが、本件疾病は、職場での出来事による脳梗塞が原因であるとして、その療養補償給付（以下「本件給付」という。）を平成○年○月○日に請求しているので念のため、以下検討する。

(3) 請求人の主張について、C医師は意見書において、「本件疾病の発症原因について、業務との因果関係はない」と述べている。

また、請求人は、本件疾病は、業務中に脳梗塞を患ったのが原因であると主張しているが、D医師は意見書において、「脳梗塞の所見なし」と述べている。

さらに、E医師は意見書において、要旨、「両側大脳深部白質に小さい高信号域を認める。ラクナ梗塞とは違う。いわゆる無症候性の慢性虚血性変化（加齢現象）である。」、「仮に、無症候性の慢性虚血性変化を無症候性脳梗塞と言い換えたとしても、主訴とは一切関係ない」と述べており、当審査会も請求人の症状経過等に照らして、両医師の意見を妥当なものと判断する。

以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。